

伊東市土地評価支援業務委託事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 伊東市土地評価支援業務を委託する事業者をプロポーザル方式で選定するに当たり、提案内容の審査及び選定を行うため、伊東市土地評価支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊東市土地評価支援業務を委託する事業者の選定に関すること
- (2) その他事業者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部次長兼課税課長
- (3) 庶務課長
- (4) 資産経営課長
- (5) 業務経験者
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 選定委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

3 選定委員会に副委員長を置き、総務部次長兼課税課長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から選定委員会の業務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、議長を含めた全委員の4分の3以上の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 選定委員会は、非公開とする。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は前条に定める関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 選定委員会の庶務は、総務部課税課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。